

武蔵村山市長 殿

年 月 日

誓約書

武蔵村山市

保護者 住所

氏名

私は、武蔵村山市ベビーシッター利用支援事業の対象者確認申請に当たり、下記のとおり誓約します。

記

「就労（予定）証明書」には、令和 年 月 日までが育児休業（産前・産後休暇）期間となっておりますが、東京都の認定を受けたベビーシッター事業者と契約を締結し、当該事業者を利用する場合の利用料の一部の助成を受けようとするときは、初回利用日までに復職するとともに、復職した日から1月以内に復職証明書を提出します。

理由にかかわらず、復職できない場合、復職証明書を提出できない場合及び1歳児クラス（4月入所）の利用募集開始後に利用申込みを行わない場合（当該クラスの利用申込みを既に行っている場合を除く。）には、利用が取消しとなることに異議はありません。

※切り取らないでご提出ください。

キリトリ線

（誓約書控え）

誓約書を提出された方へ（留意事項）

東京都の認定を受けたベビーシッター事業者と契約を締結し、当該事業者を利用する場合の利用料の一部の助成を受けようとするときは、初回利用日までに必ず復職してください。

復職の証明として、復職した日から1月以内に復職証明書を提出してください（初回利用後、育児休業を取得している事業所と異なる事業所に転職したことが判明した場合は、利用を取り消すことがありますので御留意ください。）。

産休・育児休業中の利用はできませんので、御留意ください。

現在、育児休業取得中の場合で、出産の予定があり、初回利用日までに復職ができない場合は、利用できません。利用開始後に、虚偽の申告をしていたことが判明した場合は、利用を取り消しますので、御留意ください。

理由にかかわらず、復職できない場合は、利用が取消しとなりますので、あらかじめ御承知おきください。

復職証明書の提出がなく、電話等の連絡もない場合は、保育の必要性がないとみなし、利用を取り消すことがありますので、あらかじめ御承知おきください。

提出先・問合せ先
武蔵村山市役所子ども家庭部子ども青少年課保育・幼稚園係
電話 042-565-1111 内線182~184